

「貧困ビジネス」論と 「日常生活支援住居施設」に関する一考察 — 特定非営利活動法人ほっとポットの事例から —

高木博史*

はじめに

- I. 「日常生活支援住居施設」とは何か
- II. 「貧困ビジネス」論と無料低額宿泊所の規制問題
 - 1) 無料低額宿泊所の規制の方向性
 - 2) 「基準作り」と具体的懸念事項
 - 3) 「貧困ビジネス」と行政の関係性
- III. 特定非営利活動法人ほっとポットの事例から
 - 1) 特定非営利活動法人ほっとポットの概要
 - 2) 巡回型支援実践という試み
- IV. 「日常生活支援住居施設」と「貧困ビジネス」論のゆくえおわりに

はじめに

今日、「貧困ビジネス」という言葉が誕生し久しいが、その実態は改善されているというよりも、むしろ、様々な周辺ビジネスも含め多様化が進みその状況は混迷を深めてきているとさえいえるだろう。

こうした「貧困ビジネス」について語られるいわゆる「貧困ビジネス」論は、生活保護制度とのかかわりの中で常に議論の俎上に上がってくるものの一つである。「貧困ビジネス」論のなかには、消費者金融や人材派遣などいくつかの類型¹⁾が存在するが、ここでは、とくに、生活困窮者に対して「住宅」を貸し付ける事業形態＝いわゆる「居住系貧困ビジネス」を中心に考察をしていきたい。居住系の事業を展開するものの中には、「悪質な事業者」が生活保護利用者を囲い込み、劣悪な居住環境の中で生活保護費を搾取するというものから、防災設備の不備などから火災が発生し入居者が死亡してしまったケースでその責任を問うものなど様々な展開を見せている。

とくに社会福祉法により第2種社会福祉事業に位置づけられている「無料低額宿泊所（いわゆる「無低」）」については、「貧困ビジネス」問題の象徴的なものとして語られることも少なくない。

また、この無料低額宿泊所については、「届出」がなされているか否かということによっていわゆる「無届」の類似した施設も少なくないが、そのことがこの「無低問題」を複雑化させている。

一方で、現在、厚生労働省では、第2種社会福祉事業に位置づけられている無料低額宿泊所のなかで要件を満たした施設を「日常生活支援住居施設」と位置づけ委託金を拠出し、生活困窮者支援の強化策の一つの目玉として、その基準作りが「社会福祉住居施設及び生活保護受給者の日常生活支援の在り方に関する検討会」を通して進められている。

本稿では、生活困窮者支援強化策として施行されるこの「日常生活支援住居施設」と「貧困ビジネス」論とのかかわりを、筆者も理事である埼玉県におけるホームレス、低所得者支援団体の特定非営利活動法人ほっとポットの活動も含めて考察していくことを目的としている。

I. 「日常生活支援住居施設」とは何か

まず、「日常生活支援住居施設」の前提となる「無料低額宿泊所」とは何かということについても若干の説明をしておきたい。「無料低額宿泊所」とは、社会福祉法第2条第3項第8号に規定される「生計困難者のために、無料又は低額

* 岐阜経済大学経済学部教授

な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」のことであり、第二種社会福祉事業に分類され、許認可制度ではなく届出制度によるものであるとされている。届出は開設後でも可能であり、届出自体を行っていない類似施設も多数存在している。また、許認可事業ではないために行政指導などの手が届きにくい状況があり、届出を行っていても行っていない類似施設もその実態は多様であり、行政側が必ずしも全体像を十分に把握しているとはいいがたい側面がある。こうした実態から無料低額宿泊所が貧困ビジネスの温床であるという批判に晒されてきたことも事実である。

今日、こうした無料低額宿泊所の実態に対し、大きな転換点となる「改革」が実施されようとしているのがこの「日常生活支援住居施設」の創設である。それでは、次に「日常生活支援住居施設」とは何かということについて説明をしておきたい。2018年9月25日に開催されている「第5回 福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会」における厚生労働省説明資料²⁾によると、社会福祉法の改正により、2015年現在で無料低額宿泊所は537ヶ所であるが、こうした無料低額宿泊所が貧困ビジネスの温床になっているといった批判や、各地で繰り返される未届施設も含む類似施設の火災等による入居者の死亡ケースなどが相次いだことから最低基準を満たす無料低額宿泊所を「社会福祉住居施設」と位置づけるものである。そして、さらに生活保護法を改正し、入居者の「日常生活上の支援を委託する無料低額宿泊所等の基準の創設」を行い「当該住居に支援を必要とする生活保護受給者が入居した場合、福祉事務所が事業者が日常生活上の支援の実施を委託し、その費用を事業者が交付」することができるものを「日常生活支援住居施設」として位置づけるものである。

つまり、まずは「最低基準」を満たす「社会福祉住居施設」を認定し、その中から「委託費」を交付するに値する「日常生活支援住居施設」とそうでないものを選別し、いわゆる「悪質な貧困ビジネス」を排除しようとしているものである。

また、これまで運営に対してのインセンティブがほとんどなかった無料低額宿泊所やその類似施設にとっては、今後の運営に大きな影響を与えることは間違いないであろう。

II. 「貧困ビジネス」論と無料低額宿泊所の規制問題

1) 無料低額宿泊所の規制の方向性

こうした「日常生活支援住居施設」の創設に向けて生活困窮者に対する住宅確保をめぐる状況は、大きな転換点を迎えていることは既に述べたとおりだが、具体的にはやはり、その「最低基準」あるいは「日常生活支援住居施設」として委託費の交付が受けられる水準というのがどの程度のものであるのか、つまり、規制のあり方がどのように変わっていくのかということが無料低額宿泊所を運営する事業者にとって大きな関心事になるであろう。

そのような観点からここでは、とくに無料低額宿泊所をめぐる「貧困ビジネス」論と無料低額宿泊所の規制問題について考察を進めていきたい。

実は現在、これらの基準の方向性を定めていくために厚生労働省内に「社会福祉住居施設及び生活保護受給者の日常生活支援の在り方に関する検討会（以下、検討会と略）」が設置され、意見聴取が行われている。本検討会のメンバーは大学教員や無料低額宿泊所を運営する事業者の代表、自治体関係者等で構成されているが、本稿執筆時点で2018年12月17日以降の日程が示されておらず、早期にこの「基準」が決められてしまうのではないかと懸念が生じている。筆者は、この「基準づくり」において公費費投入という大きな転換を前に、「悪質な事業者」の排除は当然としても、拙速に議論を収斂していくことには慎重であるべきだと考えている。

また、現段階では何をもって「悪質」であるのかという規準が明確でないだけにその規制の方向性によっては、地域で地道に生活困窮者支援を行ってきたが、財政的にゆとりのない小規模事業者の実践を否定してしまうことになりか

ねないということである。

2)「基準作り」と具体的懸念事項

では、ここからは「基準作り」にあたっての具体的な懸念事項について考察していきたい。

まず、いわゆる「貧困ビジネス」といわれ、長期間の利用者囲い込みや民間アパートの一室をベニヤ板などによる間仕切り壁で仕切っただけいわゆる『簡易個室』といわれる、およそ「住居」とはいいがたい居住環境を強いて、生活保護の住宅扶助上限額を得ることで莫大な利潤を上げている事業者が存在している現実がある。

本来は、こうした事業者を排除していくために「最低基準」がつくられるわけであるが、一方でこうした施設は大規模収容型で大手事業者が運営しているためにここが「最低基準」として容認されるのではないかといった見方も出ている。これまで、ある意味で「貧困ビジネス」論の中でもかなり大きな位置を占めてきた居住系貧困ビジネスの象徴的存在でもあるものがこの「簡易個室」の存在であったことはいまでもない。もし、およそ、布団以外に何も置くスペースもない、こうした「簡易個室」が無料低額宿泊所の「最低基準」として容認された場合、プライバシー保護という観点からも憲法第25条が規定する「健康で文化的な生活」を保障するどころか、わが国の生活困窮者支援行政の根幹にも関わるところでもあり、その信頼は大きく失墜することは想像に難くないであろう。本稿執筆中に厚生労働省が簡易個室は段階的に廃止の方向性を打ち出したとする報道もあったが、今後の動向が注目されることだろう。

次に、とくに本検討会で大きな焦点となると考えられる「常駐職員」に関する事項やスプリンクラーといった「防災設備」などといった部分についてである。既に述べたような各地で相次いだ無料低額宿泊所の類似施設における火災などを受けてこの点はかなり重要視される事項であるとも想定できる。

まず、「常駐職員」の配置についてであるが、この「常駐職員」の範囲や業務、あるいは配置基準などについては時間をかけて慎重に検討す

るべきである。なぜならば、単に誰かが「常駐」しているだけで良いのか、あるいは専門職が日常生活支援を行うのか、あるいは夜間はどうかといった様々な側面から検討される必要があるのではないだろうか。また、本来、地域の中で生活をする場所であるにも関わらず、そうした「常駐職員」を配置しておかなければならないのかといった問題もある。確かに「社会福祉住居施設」「日常生活支援住居施設」といった名称であるが、それは従来の「施設」の意味するところとは違う意味で、できる限り自由な地域生活を送ってもらおうとするならば、必ずしも「常駐職員」の配置がされていなくても必要なときに相談できる体制を整えておくといった方法も考えられるのではないだろうか。小規模の事業者の中には、そのような体制を既に構築しているにもかかわらず常駐職員の配置が義務付けられれば、財政的に事業の継続性が担保されないと出てくるおそれがあるだろう。

また、防災設備のスプリンクラーの設置についても十分に検討すべき事項である。確かに火災発生時には有効な装備であることには間違いないが、そもそも一般的な住居にはスプリンクラーは設置されているわけではなく、民間の住居を利用している無料低額宿泊所も少なくないが、そうしたところにスプリンクラーの設置をしなければならないのかということである。設置に当たっては大家の許可が必要であろうし、一般的な住居であれば構造上、スプリンクラーの設置となると大規模な改修をしなければならないか設置が困難なところも少なくないだろう。

こうした問題を考える上で、実は障害者グループホームの事例からも参考にすべきことがあるといえる。自治体によって、スプリンクラー設置に助成金などの拠出などもあったり対応も様々であるが愛知県では「愛知県の戸建て住宅を障害者グループホームとして活用する場合の取扱要綱」という文書が示されている³⁾。これは、グループホームが今後、障害者の地域生活を支える上で中核的存在として位置づけていきたいという背景からであろうが、既存の住宅を活用することも考えられることからその対応を示し

たものである。本取扱要綱では、定期的な避難訓練の実施や各居室における防災警報機や自動火災通報装置の設置、各フロアへの消火器設置、避難通路の確保などによって事実上必ずしもスプリンクラー設置を義務化するものではない。

一方で、スプリンクラーの設置が義務化されることになるとそれだけで数百万の支出が必要となり、防災面で様々な態勢の構築に努力している小規模な事業者にとってはかなりの痛手となることも想定される。一方で、大規模事業者は財力によってスプリンクラーの設置も不可能ではないだろう。その結果、既存の住宅を活用しているような小規模の事業者は、その基準を守ることができず、大規模事業者のみに収斂されていく状況となっていくことも想定される。既存の住宅の活用は、地域生活を送る上で地域住民との関係性の構築や社会的孤立に対する不安の解消といったことを考える上で重要な要素でもある。障害者グループホームの例など他領域も参考に、十分な検討が必要な事項であるといえる。

次に入居者の失踪やトラブルに対してどのような体制が確立されているのかということも基準作りの中では焦点になってくるだろう。とくに公費が投入されることになる「日常生活支援住居施設」においては単に「宿泊所」としての機能だけではなく、入居者の「日常生活支援」の力量が問われてくることになるだろう。たとえば、入居者には定期的な面接が繰り返し行われ、トラブル時には共に解決方法を探っていくといったような見通しを持ちながら生活を送ることができるのか、トラブルを起こさないように管理の対象としての入居者となってしまうのかといったことである。大規模収容型の施設では効率的に利潤を上げることが可能ではあるが、どうしても後者のようになってしまいがちな懸念は払拭できないであろう。そうした「施設」が嫌になり地域での生活を希望しているにもかかわらず、再びそうした施設で生活することになれば「失踪」の原因ともなりかねない。こうしたことは、現在、厚生労働省が進める「我が事丸ごと地域共生社会」の理念の中の地域の中

における生活を重視する流れにおいても逆行することになるであろう。そうなれば、今回、目論まれている「改革」が「一体誰のためのものなのか」ということも問われることになるだろう。

今後、具体的な詳細について、「厚生労働省令」等に制定される見込みであるが、どのような「規制」となるのかによってその方向性は大きく変わるものとなる。規制の方向性によっては、大規模収容型で管理型の施設が生き残り、逆に小規模事業者であっても、日常的には専門性や地域生活の理念を大切にしたい丁寧な支援を展開していたとしても「廃業」に追い込まれる可能性もあり、当事者の方たちの生活を脅かしかねない状況が懸念される。

当該の検討会において、こうした懸念事項について十分な議論がなされることなく拙速な意見集約すべきではない。

3) 「貧困ビジネス」と行政の関係性

また、こうした基準づくりの上で考慮しなければいけない事項のひとつに事業者と行政との関係性もあるだろう。

火災や事件、事故などが起きるたびに当該の事業者は「貧困ビジネス」事業者としてワイドショーなどで興味本位に取り上げられ、その後「規制強化」への声が高まるといったサイクルを繰り返してきた。また、「無届」である事業者については、そのことのみをもって「悪質な」イメージが作られてきた側面も否定できないであろう。しかし、実態は事実上行政からの紹介も存在する。今後、委託費という形で事業者に公費を投入することになれば、行政側は、事件や事故が起きれば一方的に事業者の責任として片づけてしまうこと困難になるであろう。では、そのときにどのような事業者を「選定」していたのかということが問題になってくるというのが当該検討会において大きなテーマとなってくるであろう。できれば、事件や事故が起きないようにしたいというのが行政側の本音であろうが、絶対ということはありません。では、できるだけリスクの少ない大規模収容型で管理が徹

底しているようにみえる施設を優先的に「選定」していくような安易な発想にとどまるべきではないだろう。

事なかれ主義の「規制ありき」ではなく、地域生活における挑戦的な取り組みを試みている小規模な事業者も含めそのあり方が検討されなければ、悪質な貧困ビジネスの排除は困難であり、行政側がそれを追認してしまうような事態にだけはならないようにすべきである。

Ⅲ. 特定非営利活動法人ほっとポットの事例から

1) 特定非営利活動法人ほっとポットの概要

こうした悪質な貧困ビジネスを排除し、公費を投入することによって生活困窮者支援の強化を目指すための規制のあり方が問われる中で、大規模収容型の施設ではなく地域の中で生存権保障を前面に掲げ実践を続けている事例を紹介し、今後、どのような方向性が考えられるのかという一つの問題提起を行ってみたい。

それは、埼玉県においてホームレス・低所得者支援を十数年に渡って展開してきた特定非営利活動法人ほっとポットの事例である。

特定非営利活動法人ほっとポットは、平成30年度の「総会議案集」⁴⁾によると、「無料低額相談事業」をはじめ、「緊急一時シェルター事業」「地域生活サポートホーム事業（無料低額宿泊所）」「障害福祉サービス事業（グループホーム）」「ほっとサロン事業」「就労支援事業」などを展開する法人である。

生存権保障を前面に掲げ、無料低額相談事業では社会福祉士などの専門職が年間300件を超える生活上の困りごとと相談などに対応している。一方で、本稿でもメインテーマとなっている無料低額宿泊所は「地域生活サポートホーム事業」として施設数16箇所、69居室を持ち、年間利用者数93人であった。入居期間は更新は可能だが最大1年としている。また、月に一度「ほっとサロン事業」として、法人の支援を利用したことがある人などを対象に社会的孤立の防止や地域との交流という観点も含め食事会を行って

る。こうした取り組みは、無料低額宿泊所を擁する事業者としては比較的珍しい取り組みだと評価できるのではないだろうか。

地域実践を基盤とし、特定非営利活動法人を十数年に渡って運営していくためには、やはり地域からの信頼が必要であろう。サロン事業などによって地域との交流を深めてきたからこそ一定の評価が定着してきていると考えても良いのではないだろうか。

2) 巡回型支援実践の試み

こうした特徴を持つ特定非営利活動法人ほっとポットであるが、無料低額宿泊所としても特徴的な取り組みをしている。

それは、「巡回型支援」という実践の試みである。既に述べた「検討会」においてこの点がどのような取り扱いになるかということも大きな焦点である。

「巡回型支援」は、無料低額宿泊所の入居者等に生活上の困りごとや何らかのトラブルが生じたときに担当の社会福祉士などの社会福祉について一定の知識を持つ者が相談を受け、必要な支援を行うというものである。

この方式は施設付きの「常駐職員」を配置しているものではない。そのような点で、もし、今回の「規制」の方向性において「常駐職員」の配置が義務付けられるとするならば、事業の継続は困難になってしまうといえる。

しかし、既に述べたように特定非営利活動法人ほっとポットの無料低額宿泊所は16箇所と地域に散在しており、また、民家などの活用を行っているために一施設につき数人である。もし、これらのすべてに常駐職員を配置するとすれば、この事業のために実に「16名」の職員を配置しなければいけないという状況になり、経営的にもあるいは人材確保という面においてもおよそ不可能な状況であることは明らかであるといえよう。

一方で、社会福祉に一定の知識を持つものが入居者とともに今後の生活をどうするのかというきわめて特徴的な方式であることをどう評価していくのかということも問われてきているの

ではないだろうか。

「常駐職員」の配置は夜間などの火災や事故発生時に一定の対応ができるということを前提に想定されているものかもしれないが、とくに小規模の施設では、自動火災通報装置や火災警報器などで対応も可能な部分もあるのではないだろうか。逆に、大規模施設では、入居者も多く「常駐職員」の必要性は増すことになるだろう。しかし、小規模も大規模も一律の規制になるのか、そうでないのかということが無料低額宿泊所の形態も含めて大きな影響を与えることになるといえる。とくに地域に散在する民家活用型の無料定額宿泊所の類型は壊滅的なダメージを受けることになり、事業の継続性を担保できなくなる懸念が生じるであろう。

また、「常駐職員」が配置されていたとしても、たとえば、火災や事故などのときの通報・避難誘導を主たる業務とするのか、あるいは、日常的に社会福祉の専門的知識を活かした支援をするのかといったことについても詳細に検討されることが望まれているだろう。なぜならば、それは無料定額宿泊所の入居者の「生活の質」を担保するものであるからである。

このように、特定非営利活動法人ほっとポットが「巡回型支援」がどのように位置づけられていくのか、ということも「検討会」の方向性として重要となってくるであろう。

大規模収容型で間仕切り壁のおよそ「住居」とはいいがたい場所が「生活の拠点」となる事態は到底容認できるものではない。そのような意味で、筆者は、地域実践としてこうした取り組みに学ぶべきところがあるのではないかと、いう趣旨で事例として紹介させていただいた。

IV. 「日常生活支援住居施設」と「貧困ビジネス」論のゆくえ

ここまで、「貧困ビジネス」の規制の問題と今後、創設される予定の最低基準を満たした無料低額宿泊所である「社会福祉住居施設」、そして、その中でもある程度の評価を得ることができたものについては「日常生活支援住居施設」

として委託費が抛出されることなどについてその「基準」をどのように考えていくのかということについて述べてきた。

しかし、本来であれば「規制」の前にもっと本質的な議論がなされなければならないということについても言及しておかなければならないであろう。

それは、そもそも憲法第25条が規定する生存権は、単に「生きていさえすれば良い」というものではなく「健康で文化的」であることが前提となっているということである。しかし、現実には低賃金労働や介護離職、派遣切り、あるいは疾病や事故等の様々な事情によって住居を喪失してしまった、あるいは喪失しかけているといった状況に追い込まれている人も少なくない。生活保護制度や生活困窮者支援施策のみにとどまらない労働政策や住宅政策、あるいは介護政策等も含めてこうした人々にどのように対応していくのかということ、つまり公的責任が問われているということである。こうした公的責任が十分に果たされていないことにつけ込んで誕生してきたのが「貧困ビジネス」であることを我々は再度、認識しておかなければならないだろう。そのような意味では、「悪質な貧困ビジネス」であったとしても、本質的には、そうした公的責任の不十分さゆえに登場してきたものであるといえる。一方で、「日常生活支援住居施設」は国がある意味で、これまでほとんど何もしてこなかったといえる無料低額宿泊所の分野に関心を持ち、施策として位置づけようとするものである。それ自体の評価は様々であるが、こうした「貧困ビジネス」の登場の背景を理解していなければ、その責任を一方向的に事業者に負わせてしまいかねない一面的な「貧困ビジネス」論が一人歩きしてしまうのではないかと懸念している。現に、ワイドショーなどで繰り返し取り上げられる「貧困ビジネス」であるが国や自治体の公的責任を問うものがどのくらいあるであろうか。

「日常生活支援住居施設」の創設をきっかけに「貧困ビジネス」規制の機運が盛り上がっていること自体は一定の評価をすべき点もあるが、一

律の「規制ありき」では必ずしも良い結果に結びつくわけではないだろう。大規模も小規模も含めてどのような実践がなされているのか、あるいは、ほとんどされていないのかといった点について慎重に議論していくことが必要ではないだろうか。この問題は今後の「貧困ビジネス」論のゆくえに大きな影響を与えることは間違いないだろう。

おわりに

本稿では、生活困窮者支援対策の強化策として新しく位置づけられることになる「日常生活施設住居施設」を通して、「貧困ビジネス」論との関係性や貧困ビジネス規制の方向性について事例を通して考察を行ってきた。生活困窮者にとって住居の確保と日常の生活をどのように送るのかという課題にこれまで「無料低額宿泊所」を名乗る場所や生活困窮者支援団体がどのように向き合ってきたのか、そしてこれからどのように向き合っていかなければならないのかということについてひとつの問題提起を行うことができ多のではないだろうか。そうした意味で、本稿が「貧困ビジネス論」を再考するきっかけとなれば幸いである。

一方で、いわゆる「悪質な貧困ビジネス」を排除していくための具体的な方法についてはもう少し検討の余地が残り今後の課題といえるだろう。

最後に、本稿の執筆にあたり、情報提供を頂いた特定非営利活動法人ほっとポット代表理事宮澤進氏を始め、関係者の皆様には感謝の意を表したい。

【脚注】

- 1) 高木博史『『貧困ビジネス』概念にする検討ー生活困窮者支援実践の実践を通してー』『長野大学紀要 第34巻1号』2012年、2頁
- 2) 「第5回 福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会」厚生労働省説明資料、2018年9月25日付
- 3) 愛知県「愛知県の戸建て住宅を障害者グループホームとして活用する場合の取扱要綱」
<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/41586.pdf> (2018年12月16日アクセス)
- 4) 特定非営利活動法人ほっとポット「平成30年度特定非営利活動法人ほっとポット総会議案集」2018年6月1日

【参考文献・資料、URL】

- ・湯浅誠『貧困襲来』山吹書店、2007年
- ・藤田孝典・金子充『反貧困のソーシャルワーク実践 NPO「ほっとポット」の挑戦』明石書店、2010年
- ・高木博史『『貧困ビジネス』概念にする検討ー生活困窮者支援実践の実践を通してー』『長野大学紀要 第34巻1号』2012年
- ・山田壮志郎『無料低額宿泊所の研究 貧困ビジネスから社会福祉事業へ』明石書店、2016年
- ・高木博史『『貧困ビジネス』と『ソーシャルビジネス』のはざままで』『都市問題 2016年8月号』後藤・安田記念東京都市研究所、2016年
- ・原田啓一郎「無料低額宿泊所といわれる『貧困ビジネス』」『社会保障研究 Vol.3 No.1』国立社会保障・人口問題研究所、2018年
- ・「第5回 福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会」厚生労働省説明資料、2018年9月25日付
<http://www.mlit.go.jp/common/001255407.pdf> (2016年12月16日アクセス)
- ・愛知県「愛知県の戸建て住宅を障害者グループホームとして活用する場合の取扱要綱」
<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/41586.pdf> (2018年12月16日アクセス)
- ・「社説 札幌の火災 困窮者に「住」の保障を」朝日新聞デジタル、2018年2月3日付
<https://www.asahi.com/articles/DA3S13343427.html> (2018年12月16日アクセス)
- ・特定非営利活動法人「平成30年度特定非営利活動法人ほっとポット総会議案集」2018年6月1日
- ・「劣悪個室の追認懸念 業者、行政もたれあい」東京新聞(朝刊)、2018年12月12日付
- ・『「社会福祉住居施設及び生活保護受給者の日常生活支援の在り方に関する検討会」に関する社会福祉関係者有志声明』、千葉県弁護士会、2018年11月20日付
- ・「無料低額宿泊所、「間仕切り」段階的に廃止 厚生省が基準案」毎日新聞、2018年12月15日付

https://mainichi.jp/articles/20181214/k00/00m/040/250000c?fbclid=IwAR22kzh7T0qjvw05ADWVIKX69uMkxfbWHdqvdwIVskFCBJ3LW9_vXMP1adY
(2018年12月16日アクセス)

- 厚生労働省「社会福祉住居施設及び生活保護受給者の日常生活支援の在り方に関する検討会」

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai_390337_00001.html (2018年12月16日アクセス)